

軽自動車税（種別割）の課税対象となる小型特殊自動車

	農耕作業用	その他
種類	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車（スピードスプレーヤ）、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（農耕作業用トレーラを含む）	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車）
自動車の大きさ	制限なし	長さ 4.7メートル以下、幅 1.7メートル以下、高さ 2.8メートル以下
排気量	制限なし	制限なし
最高速度	時速 35 キロメートル未満	時速 15 キロメートル以下

上記以外の農耕作業用自動車（時速 35 キロメートル以上）や大型特殊自動車は、事業用資産の場合、固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので償却資産の申告が必要です。

資産税課償却資産係（☎076-443-2037）にお問合せください。